

シンガポールの倒産・清算手続 ～外国倒産手続の承認援助手続～

丸山 貴之
Takayuki Maruyama

PROFILEはこちら

1. はじめに

シンガポールの倒産・清算手続については、本News Letterの2020年2月号(第20号)にてシンガポールの会社の清算手続をご紹介しましたが¹、本号では、シンガポールにおける外国倒産手続の承認援助手続について、ご紹介しません。

2. 承認援助手続

ある会社につき日本で倒産手続が開始し、その会社が外国に財産を有している場合、その外国財産は、日本に所在する財産と同様に、日本の倒産手続により保全されるでしょうか。

日本の破産法、民事再生法及び会社更生法上は、破産管財人、再生債務者及び更生管財人(以下、総称して「管財人等」といいます。)の財産管理処分権は外国に所在する財産にも及ぶとされており(普及主義)、外国財産についても債権者による個別的権利行使は制限されることになります。

しかしながら、日本の倒産法において、普及主義を採用し外国財産に対し日本の倒産手続の効力が及ぶと定めたとし、外国には主権があるため、日本の倒産手続の効力が外国財産に当然に及ぶことにはならず、外国に日本の倒産手続の効力を及ぼすためには、外国にて日本の倒産手続を承認するための手続が必要となります(本稿では、このよう

に、ある国において他の国の倒産手続を承認するための手続を「承認援助手続」、承認援助手続を定める法律を「承認援助法」といいます。)

国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)は、1997年に、国際倒産に関する統一的なモデル法として、承認援助手続を規定したUNCITRAL Model Law on Cross-Border Insolvency(以下「モデル法」といいます。)²を制定し、国連総会では加盟国に対しモデル法を尊重した法整備を行うことを勧告する旨の決議がなされました。

シンガポールは、2017年、会社法(Companies Act)の付表としてモデル法をベースとした承認援助法(以下「シンガポール承認援助法」といいます。)を制定しました。また、シンガポール承認援助法は、2020年の倒産・再編・清算法(Insolvency, Restructuring and Dissolution Act 2018)の施行時に、会社法の付表から倒産・再編・清算法の付表に取り込まれました³。

日本の会社によるシンガポールの承認援助手続の利用場面としては、シンガポールに財産を有する会社が日本で倒産し、債権者により当該財産に対する個別の権利行使がなされるおそれがあるような場合に、日本の倒産手続につきシンガポールで承認を得、個別的権利行使を制限して当該財産を保全するといったことが考えられます。

1:本News Letterの2020年2月号(第20号)については、こちらのウェブサイトをご覧ください。

https://www.oh ebashi.com/jp/newsletter/NL_Restructuring_Debtmanagement_202002-P6-7-Maruyama20200212.pdf

2:モデル法及びその解説については、こちらのウェブサイトをご覧ください。

<https://uncitral.un.org/sites/uncitral.un.org/files/media-documents/uncitral/en/1997-model-law-insol-2013-guide-enactment-e.pdf>

3:シンガポール承認援助法については、こちらのウェブサイトをご覧ください。

<https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/40-2018/?ProvIds=Sc3-#Sc3->

3. シンガポール承認援助法における承認援助手続

(1) 定義

まず、シンガポール承認援助法で定義されている主要な用語をご紹介します。

① 外国手続

再建又は清算を目的として、債務者の財産及び事業が外国裁判所の監督に服する外国の倒産法に基づき行われる集団的な司法又は行政手続。

日本の倒産手続では、再建を目的とする手続として民事再生手続及び会社更生手続が、清算を目的とする手続として破産手続及び特別清算手続が、外国手続に該当すると考えられます。

② 外国主手続

債務者が主たる利益の中心(center of main interests, 以下「COMI」ともいいます。)を有する国で行われる外国手続。

主たる利益の中心は、反証ない限り債務者の登録された本店と推定されます。主たる利益の中心については、シンガポール承認援助法に定義はありませんが、モデル法の解説⁴では、EU規則⁵上の「債務者が通常その利益を管理し、そのため第三者から認識可能な場所」とのCOMIの規定が参考になるものとされています。

③ 外国従手続

債務者が財産や営業所を有する国で行われる、外国主手続以外の外国手続。

④ 外国管財人

外国手続において、債務者の財産、事業の再建、清算を管理することを授権された者。

日本の倒産手続については、破産手続では破産管財

人、特別清算手続では清算人、民事再生手続では再生債務者、会社更生手続では更生管財人が、外国管財人に該当すると考えられます。

(2) 承認申立て

外国管財人に、シンガポールにおける外国手続の承認の申立権限が認められています。

外国手続の承認申立てを行うには、裁判所に対し求める決定の内容を記載した申立書(Originating Summons)を提出し、また、債務者の概要、外国手続の開始に至る経緯、シンガポールで外国手続の承認を求める理由等を説明するために外国管財人の宣誓供述書(Affidavit)を提出します。

シンガポール承認援助法上、申立てには、

- ① 開始決定及び外国管財人の選任の決定の認証された写し
- ② 外国手続及び外国管財人選任の存在を証する外国裁判所の証明書
- ③ 上記①、②の証拠がない場合には、裁判所に受入れ可能な、外国手続の存在及び外国管財人選任についての他の証拠

のいずれかの添付が要求されており、日本語の書面については英訳を作成することが必要です。英訳は、翻訳者が正確に英訳したことについて宣誓供述書を作成する等して、その正確性を担保することが行われます。

(3) 暫定的な救済

承認申立て後、承認決定がなされるまでの間、債務者の財産又は債権者の利益を保護するために緊急に救済が必要な場合、裁判所は、外国管財人の請求により、以下を含む暫定

4:脚注2参照。

5:EU規則(Council Regulation (EC) No 1346/2000 of 29 May 2000 on insolvency proceeding)では、前文にCOMIの内容について定められていました。このEU規則は、2015年にRegulation (EU) 2015/848 of the European Parliament and of the Council of 20 May 2015 on insolvency proceedingsに改正され、改正後の規則では、3条1項にCOMIについての定義規定が設けられています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

的な救済を与えることができます。

- ① 債務者の財産に対する執行の中止
- ② 物の性質上又は他の状況により腐敗、価値下落のおそれその他危険な状態にある財産につき保護、維持するために、その全部又は一部の管理換価を外国管財人又は裁判所が選任する他の者に委任すること
- ③ 下記(5)(b)③、④の救済等

これらの暫定的な救済は、効力が延長されない限りは(下記(5)(b)⑥参照)、承認申立てに関する決定がなされた時点で失効します。

(4) 承認決定の要件

承認申立て後は、ヒアリングを経て承認に関する決定がなされます。

承認の対象となる手続が「外国手続」に該当すること、承認を求める者が「外国管財人」に該当すること、必要書類の提出がなされていること等の要件を充足する場合、承認申立てが認められます。主たる利益の中心がある国の外国手続の場合は外国主手続として、債務者が財産や営業所を有する国で行われる外国手続の場合は外国従手続として、承認されます。

(5) 承認の効果

(a) 外国主手続の承認の効果

外国主手続が承認されると、以下の効果が自動的に発生します。

- ① 債務者の財産、権利、義務又は責任に関する個別の訴訟又は手続の開始若しくは継続の中止
- ② 債務者の財産に対する執行の中止
- ③ 債務者による財産の移転、担保差入れ又は処分権限の停止

(b) 外国主手続及び外国従手続の承認の効果

外国主手続、従手続にかかわらず、シンガポール裁判所

は、外国管財人の要求により、債務者の資産又は債権者の利益を保護するために必要な場合、以下を含む適切な救済を与えることができます。

- ① 上記(a)①により中止されていない限度において、シンガポールにおける債務者の財産、権利、義務又は責任に関する個別の訴訟又は手続の開始若しくは継続の中止
- ② 上記(a)②により中止されていない限度において、債務者の財産に対する執行の中止②により中止されていない限度において、債務者の財産に対する執行の中止
- ③ 上記(a)③により停止されていない限度において、債務者による財産の移転、担保差入れ又は処分権限の停止
- ④ 債務者の財産、事業、権利、義務又は責任に関する証人尋問、証拠収集又は情報伝達
- ⑤ シンガポールに所在する債務者の財産の全部又は一部の外国管財人又は裁判所が指名する他の者への管理又は換価の委任
- ⑥ 上記(3)により認められた救済の延長

外国従手続については、外国主手続と異なり承認により当然に上記(a)①ないし③のような効果が発生するものではないため、外国管財人は、救済を求める申立てを行い、裁判所の決定を得ることが必要となります。

(6) 承認申立て後の裁判所への報告

シンガポールでの承認申立て以降、外国管財人は、外国手続や外国管財人の地位の重要な変更が生じた場合、シンガポールの裁判所に報告することが必要となります。

(7) 承認援助手続の終了等

承認決定を付与する理由の全部若しくは一部が欠け又は消滅した場合、シンガポールの裁判所は、外国管財人若しくは承認により影響を受ける者の申立てにより又は自ら、承認

決定を変更又は終了させることができます。

日本の倒産手続の管財人等がシンガポール承認援助手続を利用してシンガポールの財産を換価し、日本の倒産手続

にて配当を実施して同手続が終結したような場合には、シンガポール承認援助手続も終了させることになります。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)